

【資料3】

鹿児島海区
漁業調整委員会資料
令和7年11月25日

【議題3】

まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等について（諮問）

水振第535号
令和7年11月25日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長様

鹿児島県知事

まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし
対馬暖流系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和8管理年度に
おける鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等について（諮問）

このことについて、別紙1のとおり本県の知事管理漁獲可能量を定めたいので、漁業法
第16条第2項の規定に基づき貴委員会の意見を求める。

また、同管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、別紙2の取扱いとした
いので、同条第5項において準用する第2項に基づき貴委員会の意見を併せて求める。

まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について

1. 概要

令和7年10月27日付7水管第1863号にて農林水産大臣から令和8管理年度(令和8年1月～12月末)における都道府県別漁獲可能量の当初配分案が示されたため、知事管理区分に配分するもの。

2. 知事管理漁獲可能量の設定

(1) まあじ

① 本県に配分された都道府県別漁獲可能量

3,600トン

② 知事管理漁獲可能量の配分方法（県資源管理方針別紙抜粋）

本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を当該管理年度の前々年度までの3年間の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね1割を本県の留保枠とする。

【漁獲実績と配分比率】

管理区分	R 4年	R 5年	R 6年	3カ年 平均	配分比率
鹿児島県まき網まあじ漁業	2,015	980	2,400	1,798	76.6%
鹿児島県その他のまあじ漁業	680	555	417	551	23.4%
合計	2,694	1,535	2,818	2,349	100.0%

(3) 知事管理漁獲可能量の設定

管理区分	知事管理漁獲可能量
鹿児島県まき網まあじ漁業	2,400トン
鹿児島県その他のまあじ漁業	現行水準（目安数量800トン）
県留保枠	400トン
合　　計	3,600トン

(2) まいわし対馬暖流系群

① 本県に配分された都道府県別漁獲可能量

5,000トン

② 知事管理漁獲可能量の配分方法（県資源管理方針別紙抜粋）

本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を当該管理年度の前々年度までの3年間の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね1割を本県の留保枠とする。

【漁獲実績と配分比率】

管理区分	R 4年	R 5年	R 6年	3カ年平均	配分比率
鹿児島県まき網まいわし漁業	14	4,655	5,314	3,327	89.8%
鹿児島県その他のまいわし漁業	166	556	407	376	10.2%
合計	180	5,210	5,720	3,703	100.0%

③ 知事管理漁獲可能量の設定

管理区分	知事管理漁獲可能量
鹿児島県まき網まいわし漁業	4,000トン
鹿児島県その他のまいわし漁業	現行水準（目安数量500トン）
県留保枠	500トン
合 計	5,000トン

(3) かたくちいわし対馬暖流系群

① 本県に配分された漁獲可能量

15,000トンの内数

② 知事管理漁獲可能量の配分方法（県資源管理方針別紙抜粋）

全量を当該知事管理区分に配分する。

③ 知事管理漁獲可能量の設定

管理区分	知事管理漁獲可能量
鹿児島県かたくちいわし漁業	15,000トンの内数

(4) うるめいわし対馬暖流系群

① 本県に配分された漁獲可能量

58,000トンの内数

② 知事管理漁獲可能量の配分方法（県資源管理方針別紙抜粋）

全量を当該知事管理区分に配分する。

③ 知事管理漁獲可能量の設定

管理区分	知事管理漁獲可能量
鹿児島県うるめいわし漁業	58,000トンの内数

(5) まだい日本海西部・東シナ海系群

① 本県に配分された漁獲可能量

6,730トンの内数

② 知事管理漁獲可能量の配分方法（県資源管理方針別紙抜粋）

全量を当該知事管理区分に配分する。

③ 知事管理漁獲可能量の設定

管理区分	知事管理漁獲可能量
鹿児島県まだい漁業	6,730トンの内数

3. 今後の予定

関係漁業調整委員会への諮問及び答申、並びに農林水産大臣の承認を経て県ホームページ及び県公報により公表する予定

まあじ、まいわし対馬暖流系群に関する 令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について

1 背景

鹿児島県資源管理方針別紙1-1第3及び1-2第3においては次のとおり規定されており、数量管理の柔軟な運用を図るため、令和8管理年度における具体的な取扱いについては2のとおりとしたい。

鹿児島県資源管理方針別紙1-1、別紙1-2（抜粋）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

（中略）

おって、農林水産大臣から国の留保枠の配分があった場合は、当該管理年度の当初に漁獲可能量を管理区分ごとに按分した比率で、追加配分された数量を配分することとする。この場合において漁獲可能量を各知事管理区分に配分した結果、各管理区分の漁獲可能量に変更が生じた場合は、変更後に開催される鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会に報告するものとする。

また、県内知事管理区分間や他県等との融通により知事管理漁獲可能量が変更される場合は、予め鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会に意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとし、変更後に開催される鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会に報告するものとする。（以下、略）

2 具体的な取扱い

（1）本県への追加配分または他県から融通を受ける場合

当初に漁獲可能量を管理区分ごとに按分した比率で、追加配分された数量を配分することとする。なお、現行水準の管理区分においては、目安数量も同様に取扱う。

（2）他県等へ融通する場合

配分を受ける者の合意があった場合、当該配分から合意のあった数量を減じ、農林水産大臣へ届出等を行うこととする。

（3）海区漁業調整委員会への報告

（1）、（2）により変更した場合は、県ホームページ及び県公報により、遅滞なく公表することとし、変更後に開催される鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会に報告することとする。

3 その他

2による変更以外については、鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会の意見を聴いて変更を行うこととする。